

POPs 等の有害廃棄物の処理に関する検討事項について

POPs 廃棄物に係る対応の必要性

- ・ 毒性、難分解性、生物蓄積性を有する物質
- ・ 大気、水、移動性の種を介して、広域に物質移動する
- ・ 最終的に、陸上生態系及び水界生態系に蓄積する性質を有する
国際的に、POPs 物質の製造・使用の禁止、廃棄物の適正処理を行う
必要性が認識されたところ。

POPs 条約の概要

- ・ 製造、使用の原則禁止（アルドリン、クロルデン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、PCB）
- ・ 製造、使用の原則制限（DDT）
- ・ 非意図的生成物質の排出の削減（ダイオキシン、ジベンゾフラン、ヘキサクロロベンゼン、PCB）
- ・ これらのPOPsを含有するストックパイル、廃棄物の適正管理及び処理
- ・ 国内実施計画の策定（条約発効後2年以内）
- ・ 50カ国の締結により条約が発効（平成15年3月24日現在、30カ国が締結済）

埋設農薬等の形で長期間放置されているPOPs 廃棄物について、どのような考え方で処理を進めていくべきか？

特別な処理を行う必要がある有害廃棄物の特別管理廃棄物への指定の方法（指定基準）

- ・ 毒性、物性等の確認
- ・ 製造、使用、保管状況の確認
- ・ 非意図的生成物の発生源調査

有害廃棄物の処理の方法（中間処理基準）

- ・ POPs 廃棄物の種類ごとに、適切な処理方法、処理施設の検討
- ・ 低減効果の確認方法（分解率 等）

有害廃棄物の適正処理が行われたことの確認方法

- ・ 処理後残さの安全性の確認（濃度基準 等）
- ・ 排ガス、排水として環境中へ放出される量の確認（排出基準）

POPs 廃棄物に係る基準策定のスケジュール（予定）

- ・ 平成 15 年度中に処理技術等の検討を実施
- ・ 平成 15 年度末又は 16 年度に POPs 廃棄物に係る処理基準を策定

特別管理産業廃棄物に係る規定について

特管の分類	特管の指定方法	特別管理産業廃棄物の定義（指定基準）	中間処理の基準等	最終処分の基準等
廃油	廃棄物の性状を規定	廃油（燃焼しにくいものとして環境省令で定めるものを除く） 揮発油・灯油・軽油類	処分方法限定 ・焼却 ・蒸留設備その他の設備を用いて再生するとともに生じる廃棄物についても燃焼しにくい廃油でなくする方法	あらかじめ焼却しなければ、埋立処分禁止（中間処理を行った後に、最終処分すること）
廃酸・廃アルカリ	基準値を超えるもの	廃酸、廃アルカリ（著しい腐食性を有するものとして環境省令に適合するもの） 基準値：pH2 以下（廃酸）・pH12.5 以上（廃アルカリ）	処分方法限定 ・中和、焼却 ・イオン交換その他の設備を用いて再生するとともに生じる廃棄物についても pH2.0 以上 12.5 以下	埋立処分禁止（中間処理を行った後に、最終処分すること）
感染性産業廃棄物	廃棄物の性状を規定し、かつ、特定の施設から発生するもの	病院等において生じた感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれがある廃棄物）	処分方法限定 ・焼却、溶融、滅菌、消毒 感染性がないように処理されていること	埋立処分禁止（中間処理を行った後に、最終処分すること）
重金属等を含む廃棄物	基準値を超え、かつ、特定の施設から発生するもの	・ばいじん（大防法等の特定施設で生じたもので、基準不適合のもの）及び処理物（基準不適合のもの） ・廃油（廃溶剤に限るものとし、水濁法等の特定施設で生じたもの）及び処理物（基準不適合のもの） ・汚泥・廃酸・廃アルカリ（水濁法等の特定施設を有する事業場・工場において生じたもので、基準不適合のもの）及び処理物（基準不適合のもの）	環境省令で定める基準に適合するように処理すること（処分方法限定せず）	・判定基準以下 ・判定基準を超えるものは遮断型最終処分場（重金属類の廃棄物で基準を超えるものは固化化）
有機塩素化合物等を含む廃棄物				・判定基準以下
鉱さい	基準値を超えるもの	鉱さい（基準不適合のもの）	環境省令で定める基準に適合するように処理すること（処分方法限定せず）	・判定基準以下 ・判定基準を超えるものは遮断型最終処分場
廃石綿等	廃棄物の性状を規定し、かつ、排出条件を指定	廃石綿等（廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業に係るもの、大防法等の特定施設において生じたものであって、飛散するおそれのあるものとして環境省令で定めるもの）	処分方法限定 ・溶融設備を用いて溶融 （中間処理を行わない場合には、処分方法は定めていない）	・中間処理を行った場合には、溶融処理されたもの及び処理して生じたばいじん等から、石綿が飛散しないように溶融加工されていること ・溶融処理を行っていないものについては、飛散防止措置（耐水性の材料で2重に梱包するか又は、固化化し、一定の場所において処分）を行った上で埋立処分すること
廃PCB等	廃棄物の性状を規定	廃PCB等（廃PCB及びPCBを含む廃油）	処分方法限定（処理施設を指定） ・焼却（1100℃）、脱塩素化分解、水熱酸化分解、還元熱化学分解、光分解	・判定基準以下にすること ・PCBが分解されていること ・廃油は焼却すること ・液状のものは埋立禁止 ・泥状のものはPCBが溶出しないう処理
PCB汚染物	廃棄物の性状を規定	廃PCB等が、塗布された・染み込んだ・付着した・封入された紙くず、繊維くず等の廃棄物	処分方法限定（処理施設を指定） ・焼却、水熱酸化分解、還元熱化学分解、洗浄（溶剤）、分離設備	・判定基準以下にすること ・固形状のものはPCBが除去されていること ・廃油は焼却すること ・液状のものは埋立禁止 ・泥状のものはPCBが溶出しないう処理
PCB処理物	基準値を超えるもの	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの	処分方法限定（処理施設を指定） ・焼却、水熱酸化分解、還元熱化学分解、分離設備、洗浄	・判定基準以下にすること ・PCBが分解されていること ・固形状のものはPCBが除去されていること ・液状のものは埋立禁止 ・泥状のものはPCBが溶出しないう処理
POPs農薬				

焼却を行う場合には、基準を満たす焼却設備で、定められた方法により処理すること